

第3 捜査特別報奨金制度（公的懸賞金）の上限一律3千万円制度実施の要望・意見書

○ 要望・意見書提出の法的関連条文

犯罪被害者等基本法 第一章「総則」

（基本理念）第3条

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

1 捜査特別報奨金制度（公的懸賞金）要望・意見の背景

日本では昔から、相手を憐れみ、心から同情するという「惻隱の情」を大切にしてきました。孟子は親が子を思う心を惻隱の情とし、社会生活のすべてに及ぶよう説いたとのこと。引用すれば、国家が国民に寄り添う策を社会全般に至ることの教示と受け止めています。

不幸にも犯罪被害に遭われた場合には、罪刑法定主義の下、加害者は定められた法律に基づき処罰されることになっています。

近年、情報通信及び交通網の発展さらにはプライバシー保護の高まり等から、匿名化社会が深まる中、犯罪の傾向もグローバル化・多様化・潜在化が進み、捜査環境は厳しさを増していると思われまます。

そのような中で、私ども殺人事件被害者遺族の会：宙の会は、同じような遺族になって欲しくないという趣意の下、各種活動を展開しておりますが、法律および裁判の不条理を感じること多々あります。

中でも遺族となって、まずは加害者に対する許しがたい感情を抱きつつも、同時に自責の念を抱くところもあります。「なぜ助けられなかった」「あの時一緒に居てあげればよかった」「殺すほどの原因をつくったのか」など自問の日々です。

そのような時、ふと目にする警察署や交番前等の掲示板、殺人事件指名手配ポスター及び事件情報提供呼びかけチラシ、懸賞金2000万・800万・300万の文字に、命の値段なのか？基準はどこにあるのか？素朴な疑問を、多くの遺族は抱いていると思います。

命の尊厳を金銭で測れるものでないことは、誰しものが常識として受け止めていると思います。しかし、償いを求める或いは情報提供を求めるところでは、尊厳に値する線を引かなければならない妥協点に陥りざるを得ないと考えます。

だとするならば、せめて平等に被害者に寄り添う・いたわる対応を強く望みます。

2 捜査特別報奨金制度（公的懸賞金）上限一律3千万円要望・意見の根拠

殺人事件の情報提供を求める場合、情報提供から犯人検挙となり、罪刑法定主義の流れに移行して、抑止効果も期待できることとなります。

他方、情報提供者は懸賞金（私的含む）の報奨を受けることとなりますが、懸賞金（私的含む）がついていないケースは、社会の連帯共助の精神発揮ということで終わります。

そもそも、捜査特別報奨金制度（公的懸賞金）については、2007年4月1日から導入されましたが、当時の警察庁主管課幹部の方からは、「懸賞金制度は、日本文化になじまないものの、匿名化社会が進む中、情報もお金で買う時代になったと総合的に判断した」と伺ったことがあります。

結果において、顔を見せずともネット犯罪が横行する又は隣は何をする人ぞと人間関係が希薄化している社会環境の中では、情報をお金で買うという選択肢は受け入れざるを得ないと考えます。

その中で、費用対効果と共に、すでに人を殺害しているという犯人の情報提供については、提供者の二次的被害防止の観点からも、情報提供後に居住先を一旦変更できる選択肢範囲の金額を設定すべきと考えます。

金額については、自賠責法の上限3千万円が基準となるのではないのでしょうか。

犯人を直接知っている或いは限りなく犯人と思われる情報を持っている方が、提供後に身を隠せるほどの一時金相当額ならば、制度効果は実効性を伴うものと判断致します。

遺族の多くは、自らの事件が社会的反響の大きい事件、何の落ち度もないのに命を奪われた被害は、支援対象として一律に望むところと考えております。

警察の治安責任及び国民の連帯共助の精神を全うするためにも、費用対効果を斟酌していただき熟慮願います。

以上